平成２５年（フ）第９６１号
広島市中区江波西１丁目２番８―205号
債務者　村松眞奈美
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６６号
広島市東区光町２丁目12番21―507号　槇田ビル
債務者　角野　修司
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第９６号
広島県三原市皆実４丁目２番１号　ハイムみなみ201号
債務者　藤本　幸子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第１５５号
山口県下関市形山みどり町15番２号　ウィルモアフジタＢ棟101号、前住所山口県下関市上新地町１丁目７番４号
債務者　南薗　知佳（旧姓宮首）
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２５年（フ）第２６１号
愛媛県松山市西垣生町1607番地１　グループホームこころ今出、住民票上の住所愛媛県松山市三番町５丁目10番地３　４階
債務者　西島　治夫
成年後見人　西島　修治
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第３１０号
高知市仁井田2126番地10
債務者　真弓萬壽美
1　決定年月日時　平成25年11月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第３１７号
高知県土佐市蓮池414番地８
債務者　立野　勇夫
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
高知地方裁判所破産係

平成２５年（フ）第４０号
福岡県筑後市大字長浜1147番地３県営住宅長浜団地１棟402号
債務者　大久保弓子
1　決定年月日時　平成25年11月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２５年（フ）第３５０号
鹿児島県鹿児島市西別府町2794番地65
債務者　榎本　　博
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３５１号
福岡県筑紫野市湯町１―９―６みつわハイツ401号、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市西別府町2794番地65
債務者　榎本千代子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６１号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目16番92―42号
債務者　川俣　　茜
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６２号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯１丁目16番92―42号
債務者　川俣イネ子
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６６号
鹿児島県鹿児島市西田２丁目11番11号301号室―２、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市草牟田２丁目８番43号
債務者　濵田　宗希
1　決定年月日時　平成25年10月31日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
鹿児島県鹿児島市下伊敷３丁目75番16―501号
債務者　中田　城士
1　決定年月日時　平成25年10月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３７７号
鹿児島県鹿児島市上福元町3627番地３
債務者　増田　奈々
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３８４号
鹿児島県いちき串木野市大里2907番地１　戸崎アパート２号
債務者　岩下　京太
1　決定年月日時　平成25年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３９４号
鹿児島県鹿児島市真砂町84番８号　ロワイヤルヒルズ壱番館207号
債務者　内迫　孝雄
1　決定年月日時　平成25年10月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年１月６日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係